



	<p>ただし、個人情報等に係ることについては一部非公開とする。</p> <p>2. 甲賀警察署管内の状況</p> <p>3. 平成29年度甲賀市少年センター活動状況</p> <p>4. 平成30年度甲賀市少年センター活動計画</p> <p>5. その他 提言</p> <p>①少年センターは困り感を持った青少年の受け皿として、総合センター的な役割を担うこと。</p> <p>②相談者の年齢層が多岐にわたってきていること、また、発達課題があるなど内容も多岐にわたってきていることなどに対応できる専門職員を配置すること。</p> <p>③関係機関との連携をより一層強化すること。</p>
10. その他	<p>連絡事項（社会教育課）</p> <p>・「甲賀市青少年活動セミナー」参加者募集</p>

◎センター協議会会議（開会 午後1時30分）

《司会》

皆さんお揃いでございますので、これから平成30年度第1回甲賀市少年センター協議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、甲賀市市民憲章の唱和を行います。ご起立願います。市民憲章は次第の裏面に記載しておりますのでご覧ください。

私が前文を読み上げますので続いてご唱和をお願いします。

【甲賀市市民憲章】

《司会》

ありがとうございました。ご着席ください。

開会にあたりまして、甲賀市教育委員会教育長がご挨拶申し上げます。

【教育長あいさつ】

《教育長》

（前略）

甲賀市の全体の状況は心配なところはいくつもあります。大きな青少年の犯罪という点では、今のところ比較的落ち着いている状況だと思っています。しかし、非行、あるいは犯罪などの芽は多くのところにあるのが今の状況であります。ご存知のように、インターネットによるSNS、あるいはコミュニティサイトを通じた性的な犯罪、買春によって被害に遭う中高生の数が増加していると言われております。また、犯罪の低年齢化が心配されています。特に、甲賀市の中で件数は多くはないのですが、小学校における対教師暴力も含めた校内暴力が心配される状況にあります。その背景には、子どもたちの育ちの中での虐待、あるいは貧困の問題もあるのではないかとということを見逃してはならないところです。

明日を担う子どもたちが、社会性を身につけて、心豊かでたくましく育ってくれるために、私たち大人はいったいどんなことをしていけばよいのか、本日お集まりの皆様方に、少年センターのあり方を含めて、私たちはどのように子どもたちにかかわっていくべきかということ、いろんな角度からご審議いただければありがたいと思っています。

この協議会は、昨年度までは年1回でしたが、昨年度の協議会で年2回開催することにしていただきました。まずは、「少年センターはこのように進んでいきたいと思っている」ということを皆様方にお伝えして、いろんなご意見を賜り、そしてそのご意見を参考としながら1年間精一杯努め、それをその年度の中で皆様

方に総括をしていただくといった意味で、年間に2回もたせていただき、より充実した少年センターの役割が果たせるようにと願っています。

どうか、今後の推進の方向について皆様方の忌憚のないご意見を賜ればありがたいと思っています。よろしくをお願いします。

《司会》

続きまして、甲賀市少年センター所長がご挨拶申し上げます。

【所長あいさつ】

《所長》

(前略)

昨年のこの協議会で、非常に細々としたことも多く聞かせていただきました。その中で、少年センターのこれからのあり方なり、また、位置づけ、役割といったものも話題にさせていただきました。今回につきましては、昨年の協議会の内容をふまえた中で、さらに少年センターがこれからどういう方向でいくべきか、また、甲賀市の青少年を支援するために、どのような役割を担っていけばよいかなど、皆様のご意見を頂戴したいと思っています。

少年センターの独自性を大事にするために、位置づけを考えたかどうかというご意見もいただきました。また、センターの役割についても困り感を持った子どもたちの受け皿として、総合的な立場でのセンターというものが模索できないかとも考えていますので、このあたりもご検討願えたらと思っています。

甲賀市少年センターは、今までから子どもたちの思いを大切に活動を進めてきましたが、昨年度より、さらに寄り添った補導活動、そして心を開く相談活動を進めてきました。その結果、相談者が増えましたし、また、小・中学校との連携についても強化をされてきたようにも思っています。今後、少年センターはそれぞれの分野や担当されている方々と一体になって、また、コーディネーターとしての役割も担い、少年センターが中核的な役割が持てたらとも考えているところです。

本日は、この協議会の中で委員の皆様方から、いっぱいのご意見を賜りたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

《司会》

それでは教育長は、この後、他公務がございますので、ここで退席させていただきます。

【教育長 退席】

続きまして、今回から新たに委員をお願い申し上げました方もおられますので、順次自己紹介をお願いします。

【委員 自己紹介】

続いて、事務局職員の紹介をさせていただきます。

【事務局職員 自己紹介】

【会議成立、会長・副会長報告】

《司会》

センター条例施行規則第4条第2項に「会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない」と定められています。本日の協議会には、委員定数15人中、13人の出席で、会議の開催定数を充足している

ことをご報告します。

また、本協議会の会長については、昨年11月の協議会開催時、任期2年の委員の皆様方の互選により北村正之様が選任され、また、副会長には中井れい子様が指名されているので、引き続き会長には北村正之様、副会長には中井れい子様よろしく申し上げます。

それでは、北村会長、前の議長席へご移動願います。

次に、次第の第4の「附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について」説明いたします。

#### 【附属機関会議の公開等に関する指針確認事項説明】

##### 《事務局》

「甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針」の第2条に附属機関の範囲として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関と定められています。

「甲賀市少年センター条例」第4条に、同じく地方自治法第138条の4第3項に基づき、少年センター協議会を設置すると定められています。これにより、当少年センター協議会は甲賀市の附属機関となります。第3条に「会議は公開をするものとする」とあり、但し書きにより、一部非公開または全部非公開ができると定められています。

会議の公開または非公開の決定については、附属機関の長が当該附属機関に諮って行うものとする定められていますので、この後、会長の方から皆様に諮ってください。

なお、昨年については、個人情報等に関することについては一部非公開と決定をされています。それでは会長、よろしく申し上げます。

#### 【議長(会長)あいさつ・議事】

##### 《議長》

事務局から説明がありました公開条例に伴います当協議会の一部非公開による公開について、皆様のお考えをお聞きしたいのですが、昨年通り一部プライバシーに関するものを除いて公開するという事で、賛成の方、挙手をお願いしたいと思います。

##### 〔全員挙手〕

全員挙手ですので、賛成と言うことで、一部プライバシーに関するものを除いて公開するという事でさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは只今から、議事の方に入らせていただきます。本協議会の議長は会長がするということが規定で決まっておりますので、不慣れな議長でございますが、精一杯努めさせていただきます。

これから、事務局より活動報告、活動計画について説明がありますが、教育長のお話にもありましたように、忌憚のないご意見をいただいて少年センターの今後のあり方などについて皆様と一緒に考えて行きたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

まず、議事の第1項、「甲賀警察署管内の状況」について、甲賀警察署生活安全課から説明をお願いします。

##### 《甲賀警察署》

平成29年中の刑法犯認知件数は、滋賀県が8,737件で前年比-836件、甲賀署にあっては、897件で甲賀署は前年比+30件になってしまいました。

平成30年5月末現在ですが、滋賀県は3,213件で前年比-416件、甲賀署は306件で-83件で

減少傾向になっています。

特殊詐欺については、これも5月末の件数ですが、滋賀県全体では42件、金額としては9,300万円、-34件です。甲賀署は5件、被害額は2,700万円、+1件となっております。

共通して言えるのは、すべて65歳以上の高齢者、すべて甲賀市居住の方です。この特殊詐欺に関しては、「受け子」と言われる現金を取りに行く役をする被疑者は大半が少年です。20歳未満の少年で、滋賀県でも甲賀署ではないのですが最近逮捕者が出ています。

今年の傾向として、「声かけ事案」が多発しています。内容は、車から手を振る、クラクションを鳴らす、写真撮影をしているかどうかは分からないのですが、カメラを向ける、犯罪行為にまでには至らないものです。甲賀署としましては、車のナンバーから行為者の特定をして、厳重指導、犯罪の予防に努めているところです。

次に、少年非行の件についてお話しします。

平成29年中、刑法犯の検挙件数は50人で-2人、犯罪行為にまでは至らない不良行為少年、喫煙であったり、怠学であったり、深夜徘徊であったり、そういった補導対象となるものは112件、-181件でかなりの減少となっています。

今年の5月末現在の刑法犯の検挙件数は24件で、前年比+5件、不良行為少年は、49件で+13件となっています。いずれも増加傾向にあります。

甲賀署管内の現状、特徴としては、甲賀市、湖南市共に中学生の怠学が非常に多いところです。また、異なる中学校同士でつるんでいるパターンがよくあります。最近では、この中学生が一緒になって市内の別の中学校に、コンビニとかで成人に声をかけてヒッチハイクをして押しかけています。

次に、甲賀署管内で最近の逮捕事例としては、チケット詐欺で女子高生を逮捕しています。

湖南市では、恐喝・傷害、これも高校生ですが逮捕しています。

最近では、高校生が被害者ですが、新聞でも報道されている未成年者誘拐の逮捕事案があります。

いずれも、先ほど教育長からありましたようにすべてSNSが絡んでいます。

以上が甲賀署管内の特徴や件数です。これから夏に向けて少年も非常に動きが活発化してきます。夏祭りも予定されておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

#### 《議長》

それでは、続きまして2番目の平成29年度少年センターの活動状況と3番目の平成30年度の活動計画について一括して説明をお願いします。

#### 《事務局》

それでは、まず8ページの資料3をご覧ください。巡回補導の述べ回数については、28年度に比べまして29年度は少し減っています。これは、少年センターが巡回補導をする回数が少し少なかったからです。これは、学校訪問等を充実させたということで巡回補導の回数が減っております。巡回補導の延べ人数については増えています。これは、甲賀警察署さんと少年補導委員会さん、少年センターの三者である合同街頭補導の開始時刻を30分ずらした関係で、補導委員さんが出やすくなったということで増えています。

子どもたちを補導した人数は、502人から705人に増えています。補導少年と書いているのですが、ほとんどが「愛の一声」といって、犯罪に巻き込まれないように、あるいはいろんな誘惑に遭わないように声かけをしている子どもの数が入っていて、実際に補導をしたのは高校生で喫煙をした生徒1名だけです。

円グラフについては補導少年の内訳で、705人中、小学生が246人と34.9%を占めているのですが、これも声かけをした子どもの数で、ゲームセンター等に來ている小学生が増えているということです。平成28年度から滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(以下、「風営法の県条例」という。)の一部改正で、夜10時までは親同伴であればOKというようになりましたので、親子で來ているというような子どもの数も含まれています。

あと、巡回補導をした実績が書いていますのでご覧ください。

次に、相談活動を見てください。前年度より42件増えています。これは、少年センターが相談しやすくなったものと捉えています。また、内訳として、来所、電話について前年度を上回っています。

中ほどの折れ線グラフで、有職少年の延べ人数が286人となっていますが、これは、高校の時から少年センターに相談を受けていて、就職した今も少年センターを心の居場所として訪れている子も含まれています。

次に、環境浄化活動ですが、子どもたちに悪影響を与える恐れのある環境を作らせないために、有害図書等の取扱店に立入調査を実施した実績です。

次に、16ページの街頭啓発活動をご覧ください。少年補導委員会さんと甲賀警察署さんとの合同で街頭啓発や薬物乱用防止教室、誘拐防止教室等を行ってきました。市内のほとんどの小学校に出向いて薬物乱用防止教室を実施しました。

次の17ページは、各種会議、研修会です。学校訪問を充実させましたので、多くの情報交換ができて、また、学校支援が進められたと思っています。

20ページの、平成29年度少年センター諸活動のまとめをご覧ください。街頭補導活動は先ほど説明をした通りです。

次に、少年センターにおける補導少年の状況です。先ほども申しあげました通り、数としては増えていますが、「愛の一声」の部分の子どもたちが大部分で、問題行動等の少年を見かけるのは少なくなりました。小学生の大幅な増加は、風営法の県条例の一部改正が関係していると考えられます。内訳ですが、前年に比べて小学生が246人で137%アップ、中学生は289人で70%アップです。

次に、ぐ犯・不良行為が1名、高校生で喫煙をしていた子を補導しました。

次の「愛の一声」欄を見てください。被害に遭わないために、子どもたちを守るという補導活動をしています。枠組みのところに書いていますように、「見せる街頭補導」を進めているところです。

次のページをご覧ください。少年相談の受理状況です。前年に比べて来所相談が435件中、146件で20.7%アップです。電話相談は289件です。また、本人が来所した子が356人で49.6%アップし、少年センターが相談しやすい、近づきやすいようになってきたと捉えています。そして、被相談者については、小学生が40%アップとなっていますが、実数自体が一桁の数ですので、あまり変わりません。中学生が、24.1%ダウンとなっていますが、実際は104名の子どもたちが相談に来ていて、中学生の数は多いと捉えています。

次に、来所した少年の内訳ですが、中学生男子が11人で延べ52人、女子が4人で延べ5人です。

主な内容で、盗癖、万引き等で悩みを持っている、あるいは校内暴力、家庭内暴力、家出、深夜徘徊という内容の相談が28年度にはありませんでしたが、29年度にはございました。

前年度との比較で、たかり・恐喝が1人でした。教育長様の話にもありましたように怠学とか、あるいは甲賀警察署さんからもありましたように学校に行けるにもかかわらず行かない子の増加を懸念しているところです。不登校の相談事案については減っています。

次に、環境浄化活動ですが、先ほども触れました通り、立入調査を月に2回、定期的に各コンビニ等に行き有害図書、包括図書としての指定ができるかどうかのチェックをしています。また、インターネットカフェやそれに似かよった施設にも定期的に少年センターの方で立入調査をしています。

あと、立入調査のことについて詳しく載せていますのでご覧ください。

最後に、啓発活動については、街頭啓発と薬物乱用防止教室、そして誘拐防止教室、ふれあい事業等を行ってきました。

続いて資料4の、30年度の活動計画等について説明をします。

30年度も昨年同様に、市内の青少年の非行防止、健全育成、安全確保、青少年の相談支援を中心に少年補導委員会さん、甲賀警察署さんと協力し合って活動の充実を図っています。また、市役所内の各部署や市内の各団体の皆さんと連携を図りながら、相談支援の一層の充実を図っています。甲賀市少年センターとしては、ここにあげています6つのことがらを中心に進めています。

補導活動は補導委員さんと一緒にいろいろな街頭補導等を進めています。

また、相談活動は後ほど詳しく説明させていただきます。

環境浄化については、昨年と同じような形でやっています。

広報・啓発活動については、7月に年1回の少年センターだよりの全市組回覧を、今進めているところ

で、近々市民の皆さんに見ていただく予定です。

関係機関との連携ですが、甲賀警察署さんをはじめ、少年補導委員会さん、健康福祉部の生活支援課、こども政策部の子育て政策課の家庭児童相談室(以下、「家児相」という。)、また、保護司会さん、民生委員児童委員さん、更生保護女性会さん、青少年育成市民会議さんと十分連携を図っていきたいと思っています。

無職少年対策活動ですが、今、少年センターで捉えている無職少年はいないのですが、現在仕事をしていても、いつやめて無職になるかもしれない子どもたちもいますので、十分少年センターも気をつけて支援をしていきたいと思っています。

次のページをご覧ください。

今申し上げたことがらを、月ごとに事業計画としてあげています。

次に25ページをご覧ください。

平成30年度の4月、5月の活動状況です。2の少年相談受理状況ですが、29年度、30年度を比較しますと、青色の来所が13件から33件に増えています。また、赤の電話の相談についても、37件から81件に大幅に増えています。これらは、昨年からの少年センターが子どもに寄り添う補導活動、心を開く相談活動をしてきたのが影響していると思っています。

相談者ですが、本年度になってからは本人自らの来所が増えています。

次に、30年度の4月、5月の相談件数のところですが、怠学が非常に気になっています。先ほど甲賀警察署さんからの話にもありましたように、市内の中学校で他校生とのつながりがあり、また、卒業生を含めて広範囲に行動をしていますので、少年センターでは、巡回補導をきめ細かに行っているところです。

また、教育長の話にもありましたように、小学校の子どもの問題行動の事案も起こっています。今申し上げた中学生の問題行動も、また最近の小学生の問題行動も、それぞれに発達課題を持った部分と生徒指導上の問題行動と二つ重なったものを持ちあわせている子どもたちですので、そのあたりの専門的な知識なり対応力を少年センターの職員といたしましても求められていると思います。

次に、本年度に入ってから相談の一つに、15歳の時から今まで10年間引きこもりが続いている25歳の青年の相談がありました。サポートセンターや青少年自立支援ホームと連携をとりながらその成年の支援を進めているところです。現在では、社会復帰に向けて農業関係の就労体験を受けるようになっています。

最後に、就労・仕事、家庭生活の相談ですが、過日、息子が成人になり家庭を持っているのに働かず、過去に親身になって相談に乗ってくれた少年センターを思い出して両親が来所されました。少年センターとしては、20歳を超えても訪れたら支援をしていくという役割があることをご理解いただきたいと思います。

最近の傾向としまして、問題行動を起こす子どもたちの中には、発達の課題を持っていると思われる子どもが含まれていることです。ですから、生徒指導も進めつつ、発達課題がある少年へのカウンセリング的なセンターの職員の力量も必要になってくるかと思っています。

また、2年前に中学校を卒業した少年のケースなのですが、現在ガソリンスタンドに就労して2年目を迎えています。それまで、少年センターに何度もやって来たり、つれて来たりして指導をした子なのですが、今ではしっかりと働いていて、その子と過日話をしましたら、今、原付の免許は何か取れたのですが、自動二輪の中型免許がなかなか取れなくて、「もっと中学校の時に勉強しておいたら良かった。」と言いました。「いつでも少年センターに来たら勉強できるからおいでや」と言うと、にっこりと笑って「がんばるわ」と言ってくれていました。このような事案もあります。

昨年度から甲賀市少年センターは、青少年の相談場所であり、心の居場所になりつつあると思っています。これからの少年センターは、広範囲の年齢層の子どもたちや若者の総合的な相談センターとしての役割を担っていかねばならないのかなというように思っています。

また、少年センターと市役所内の各部、課とのつながりも一層強化しながら子どもの支援に努めていきたいと思っています。そしてまた、ここにおられる各団体の皆さんとも連携をしながら、甲賀市の子どもたちの健全育成のために精一杯がんばる所存ですので、皆様のご意見をよろしく願います。

《議長》

続きまして、意見交換をしたいと思っています。

教育長のあいさつの中にもありましたように、今年度から2回協議会を開きます。1回目ではいろんなご意見を聞き、それを活動や運営の中に入れて実践し2回目で検証するということになりました。

今、お話を聞いていますと、昔とえらい違いがあるなどびっくりしております。昔でしたら、就労問題と非行問題くらいでしたが、発達障害の問題、あるいは引きこもりの問題、それから、子どもの時に厄介になったので、大人になっても相談に来られる親があるとか、かなり幅広く、また専門的な知識を要することをやっておられてびっくりしているところです。

それでは、質問等も含めまして、今日ご出席していただいている委員の方々は、各関係機関、団体の中心的な立場の方ばかりですので、少年センターの今後の方向性とか、少年センターの新たな活動内容とか、ただし、それには人とか物とかお金がいる、そうしたらどうしたらよいか、というようなところまで、屈託のないお話をしていただければありがたいと思います。

今から、フリートーキングをさせていただきます。あまり意見が出ないようでしたら、議長権限で当てさせていただきますので、積極的な意見ををお願いします。

時間は一応、3時半ごろ、後1時間ほどなのですが、遅くても4時までには終らせていただきたい、できれば活発な意見が出て、なかなか終われないというようなところまでお話をしていただければありがたいと思います。

それでは今からフリートーキングで、手を上げていただかなくても自由に話していただいたらよろしいかと思います。

#### 《委員①》

今年の4月、5月で、来所とか電話が昨年度に比べて、特に来所がかなり増えてますが、何が要因なのか。

#### 《事務局》

きちんとしたデータのものを把握はできていないのですが、一つは学校訪問の充実であると思います。学校訪問をすることによって、中学校の先生が相談に来られる、また、生徒を連れて来所される、あるいは、生徒に声かけをしていただくことで子ども自身が相談に来るというようなことにつながっていると思います。

また、本年度少年センターに来ました二人の職員のつながりです。かつて甲賀市内で勤めていた職員も来てくれましたし、また、警察関係のつながりから、頼って来てくれているということ、いろんな要因があるかとは思いますが、学校との連携をしっかりととっていくということが大事かなと思っています。

#### 《委員①》

センターへの来所件数が増えたということですが、子どもたちは甲賀市内全域から来所しているのか。

#### 《事務局》

生徒の在籍数と比例していると思います。

#### 《議長》

他に何かありますか。

#### 《委員②》

今年、気になっているのは、ここに書かれていますけれども、中学生の他校生徒とのつながり、行動が広域化しているということです。去年は聞かなかったのですが、今年度は、「これから、学校に行きます。」という電話が該当の生徒からかかってきて訪問しています。

#### 《委員①》



課題のある子から学校にかかってくるのですか。

《委員②》

そうです。学校に電話がかかってきます。

いくつかの学校の生徒がグループを作って全然関係のない学校を訪問するとか、それから最近は卒業生もからんでいるとか、他市の中学生との関わりとかもあつたりとかして、行動が広域化していることが今年度は気になっています。

《議長》

目的は何ですか。少年センターへ行く目的は分かるのですが。

《委員②》

訪問のあった学校の様子を聞くと、変形学生服を着た生徒が突然授業中に訪問すると、その学校の生徒たちはびっくりして、例えば窓から覗き込んだりするとか、騒いだりするのが面白いのかなということを知らせていただきました。警察の方も、行かれていますのですがなかなか言うことを聞かなくて、該当の中学校に連絡をして先生が迎えに来られたということです。

《議長》

わざわざ電話をして行くという意味が分かりませんね。

《委員①》

もう一つ私もよく分からないのですが、携帯などで個人に電話をしてくるのではなくて学校へ電話をして来るのですか。

《委員②》

その時はそうです。

《委員③》

一種のアピールですね。かまってほしいとか。

《委員①》

課題のある子がいて、その子に連絡するのではなくて、学校に「これから行きますよ」と電話をするのですか。

《委員②》

みんなが騒ぎ立てるのが面白いということです。

学校としては、不法に入ってくることになるので、敷地から中に入れず外に出す。どうしても入ってくるようであれば警察を呼ぶという対応をされています。

《議長》

事務局の説明の中で、発達課題がある方や引きこもりの方などが相談に行かれています。少年センターには発達障害や引きこもりに特化した職員がいないのに、どのように対応されていたのか。さらに、そのあたりの問題を今後、少年センターとしてはどのようにお考えなのかお尋ねしたい。

《事務局》

引きこもりの青年ですが、本年度になってから相談を受けました。15歳から25歳まで10年間引きこもっていて、最初はメールで父親が相談してこられました。少年センターは子どもが対象であることは分か

っているけれども、相談に乗っていただけるのか、もしそうでなければ他機関を紹介していただけるかどうかという相談でした。

議長がおっしゃる通り専門的な知識は有していないのですが、15歳から引きこもっているというところに着目して、放っておく訳にはいきませんので、親が本人を説得されたら少年センターに行くということをお願いして、直接、本人と面接をしています。しかし、この青年もなかなか思い切ってよく来たと思うのですが、非常に緊張感を伴う状態で来ましたし、当方も、知識がございませんので、どのようにして対応しようかと緊張していたのですが、結構話をしてくれまして、少し意思疎通はできました。何とか就職もしたいという自分の意思を言いましたので、最初は市の方へも問い合わせたのですが、NPOの関係で支援をする団体がございますので、3、4箇所をピックアップして青年に紹介しましたら、「ここへ行きたい」と意思表示して、当方からそのNPOの方へ引き継いだというケースです。

もう少し、いろいろなことを聞けば良いのかとは思っているのですが、そういう専門の職員がいないということで、対応に非常に苦慮した問題がありました。

もう一つ、少年時代に少年センターが関わっていたのですが、大人になって妻も子もいるのに働く意思を示さないということで、夫婦が悩まれて過去に相談したことがあり世話になったことがある少年センターに、大人になっているけれども受けていただけるかという相談がありました。

少年センターは20歳までということですが、「うちではできません。」というような対応はできません。

非常に幅広いケースを対応するようになってきたということや、発達障害、実際、高校生の女の子でよく来所している子も発達障害がある子なのですが、こういう方の対応とか、引きこもりの方の対応とか、当方には臨床心理士はいませんので、職員が本などを見て研究したりしながら対応しているのですが、そのような問題が本年度になってから多くなってきているということで、センターの方としても色々な形で連携の仕方を考えていかなければならないと思っているところです。

#### 《議長》

今、事務局から発達障害の方、引きこもりの方、成人を含めての相談ケースを紹介していただきましたが、連携ということで、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

情報交換も含めた連携、例えば、少年センターに相談に来られた方を、保護司の方が「この人なら知ってる」とか、民生児童委員さんが「ここやったら生活保護の関係で入っている家」とか、そういう場合があるかもしれませんが、他団体との連携につきまして、今後とっていく必要があると思うのですが、皆様のご意見を発言していただきたいのですが、何かございますでしょうか。

個人情報保護で大変難しいとは思っているのですが、皆さん、守秘義務については十分ご存知だと思います。少年補導委員も活動上知りえた秘密は絶対に漏らしてはいけないという守秘義務がございますので、お互いを信用するということを含めて、意見交換をしていただきたいと思えます。

#### 《委員④》

昨年度の来所や電話とかでたくさんあるのですが、この内、どれだけ関係団体につなげていただいたのか、お互いの連携で防げること、学校や市役所内の部署、警察などと連携をしたことで防げたこと、先日あった虐待でも、2回も保護されていたのに連携があれば未然に防げたと思うのですが、この来所や電話の相談件数の中で、どれくらいの割合であったかということをお聞かせいただきたい。

#### 《事務局》

小中学生、高校生の事案については、すぐに学校に連絡ができるのですが、それ以外の来所の子については、一人は、有職少年ではあるのですが保護司さんとの連携をさせてもらっています。この例は、4月に湖南市に就職をしましたが、1日でやめてしまって一旦無職になりました。その子に連絡を取りますと、水口町内の建設関係の仕事に就いているということで良かったなと思っているのですが、その子については詳しい情報を持ち合わせていませんでしたので、保護司さんと連携を取ったケースがあります。

#### 《委員④》

すいません。そういうレベルではなくって、21ページの、28年度にはなくて29年度にあった相談で、窃盗は警察、校内暴力は学校につなげるは分かるのですが、例えば、家庭内暴力であれば民生委員さんと連携を取って「この家庭を見ておいてくださいね」とか「そこを通った時に気をつけてくださいね」とか、そういう連携のことです。

#### 《事務局》

実際にはできていなかったと思います。ただ、校内暴力と家庭内暴力はからんでいまして、校内暴力だけでなく、家庭でも暴力を振るっているというケースを聞いています。学校では民生委員さんに相談もされるでしょうが、少年センターとしても積極的にそういった機関と連携を取ることが十分ではなかったと思うところです。

#### 《委員④》

以前、ある家庭に市役所の家見相の方が、「訪問には行けない」と言われていたのが、別の役職の立場の方が行かれると、シャットアウトでなくて、結構ウェルカムであったこともありました。

いろんな方面から見ることによって、視点が違うことで、道が開かれていくこともあるのではないかと思います。

せつかく、このような沢山の機関が寄っているのですから、事が大きくなならない間に防げるものであれば、みんなで協力して防ぎ、なくなればいいなと思うのです。

民生委員さんの力は大きいと思います。日々、その人たちのそばにおられるのですからね。

民生委員は守秘義務がありますよね。このような会議で意思疎通して、民生委員さんをお願いするという一つの試みが大事だと私は思います。

守秘義務を持っておられる方にはしっかりと伝えることが大事だと思います。

細かい情報を教えてもらおうと、その家で言う、言わないでなくて、そこに行った時にその家をみるということで一つの行為が発生する、そういうことが大事なことだと思います。

#### 《委員⑤》

引きこもりのケースで、相談に行くのには勇気がいると言っています。行ったときの対応の仕方によって、情報を共有するというのはよろしいのですが、本人の了解を得ずに情報を流すというのは難しいと思います。

窓口では、そういう対応をして回しておられると思います。往々にして、たらい回しの対応も今まで経験上ありましたから、今回のこの対応は大変すばらしい対応であったと思います。ただし、自分の限界、組織の限界とかがありますので、その時には、「ここではちょっと無理ですので、こういうふうにお願いします。」と、ある程度のところでふるのではなしに、自分たちで限界を感じるまでは対応していただくのが本来の窓口の対応の仕方であると私は個人的に思います。

#### 《議長》

センターの話聞いていますと、かなり幅広い受け入れをされているようですので、ただ、受け入れて次につなげるときに、相手との信頼関係、相手が見えないと、受ける側も事務的に受けてしまうことがあるのではないかと思います。

議長という立場でなくて、事務局にお尋ねしたいことがあるのですが、健康福祉部に関する相談がある中で、委員に健康福祉部の職員の方も含めていただいたら少年センターと顔もつながるし、今後相談があった時にも相談しやすいと思うのですが、そのあたり、事務局としてのお考えはどうですか。

#### 《事務局》

発達障害や引きこもりに関しては、一昨年までは教育委員会にございましたが、子どもに関する政策に関しては、一括してやっていこうということで、現在、こども政策部になっています。そちらの方から今、委員として来ていただいていますので、ただ、担当する事務としましては、全体を請け負っている課の方でいただいていますので、今、いただいたご意見に関しては、検討させていただきたいと思います。

特に、発達障害が多いということになれば、発達障害の担当官からもご意見をいただく必要があるかと思いますが、現在のところは多くない状態であれば連携でつないでいくというやり方もあると思いますし、また、先ほどからご意見が出ていますように、本人の意思を無視して、勝手につなぐことはできませんので、色々な対応も含めまして相談させていただきたいと思います。

《議長》

担当課にお尋ねしたいと思うのですが、今、事務局としての意見をお話されましたが、幅広い事務、仕事をされている中で、連携というものをどのようにお考えですか。

《委員⑥》

引きこもりのベースにあるものが発達障害というのは事実ですが、発達障害だけではないですので、引きこもりの対応をするというところが、昨年度から健康福祉部の方でされております。すこやか支援課の保健師が一旦窓口になりまして、そこで、本人やご家族の情報を収集したり、周りの方のお話も聞かせていただいて、それが仮に、障害がベースであれば障害の方の担当になりますし、発達障害ということであれば、発達支援課の方になります。そういった原因によってつなぐ部署が変わっていくというようになっております。

あと、発達障害の方につきましては、県の方で発達障害者センターという専門にされている機関がございますので、そういうところにつないだりはさせてもらっています。

《委員⑦》

私たちの団体には沢山のメンバーがおられるのですが、その中で少年センターとの関わりがしっかりと把握されてない方もおられると思います。昨年度に一度、少年センターの方に来ていただいて、お話を聞かせていただきました。本年度から、各町単位で少年センターに来ていただいて、話を聞かせていただく取組みを計画しています。

部会によっては、話し合いを随分前から実施している地区もあります。このように、少年センターの存在をもっと知っていただくということを組織的にやっていかないといけないと思っています。

引きこもりについてなのですが、職務として入っていくのが難しく、個人情報との板ばさみになってすごく悩まれた方がおられました。

《委員④》

引きこもりの方は、市の方に連絡すれば、市の方がしていただけるんですね。

《委員⑥》

以前から引きこもりの担当部署はどこかという話はあったのですが、昨年度、発達障害がベースにあるのか、経済的なものがあるのか、本人さんの性格によるものなのか、いろんな要素があるということで、一旦健康福祉部のすこやか支援課の保健師が窓口になるということで決めさせていただきました。それで保健師が訪問等をさせていただいて、そこから支援をしていこうということで、現在決まっております。

すこやか支援課の方に連絡いただければ、それぞれの包括の支援センターがありますので、全世代の方が対象で、その地区の保健師がかかわっていくことで対応させていただいております。

《委員⑦》

なかなか連携、連絡が取り合えないということがありますよね。連携を取っていく中で、何かいろんな問題が起きたときに、少年センターとお互いが一緒に共有できるような状況になっていけたらなと思います。

《委員①》

少年センターに来る子で、私たちの団体も関わっている子がいます。その子に個人情報のことや交友関係のことを聞いてもちゃんと答えてくれません。私たちは言いにくいけれども少年センターの人には言いやすいというようなことがあって、そういう面で、少年センターと連携を取り合うことが必要であると思って

います。

薬物乱用防止教室を小学校でされておられるのですが、少年センターがされているのですか。

昨年、補導委員さんを対象に講習会をされましたが、年に1回ぐらいはされるのですか。また、どのような内容でされているのですか。

《事務局》

少年補導委員さんです。

《委員①》

私たちの団体では、そういう関係の勉強が足りないなあということで、今年もされるのであれば声をかけていただければなと思っております。

《議長》

薬物乱用防止教室をなぜやっているのかと言いますと、覚せい剤、大麻、シンナーは1回でも吸ったら薬物乱用になって自分自身の体をつぶし、人生を棒に振るといふこと、それともう一つ、タバコも未成年で吸うと脳や体に悪い影響があることを、子どもの頃から理解をしていただくために、年に1回、希望される小学校に出向いて、パワーポイントとか紙芝居を利用してお話をさせていただいています。そして、実際にシンナーや覚せい剤を経験した少年の体験談を紹介し、その怖さを子どもたちに知っていただきたいということでやっています。

補導委員を対象に、昨年、薬物乱用防止に関する勉強会を開催しているのですが、医学的なことも含めて毎年ではないのですがやっています。

補導委員の研修会は、年に3回ありまして、薬物乱用防止だけでなく非行少年の立ち直り支援など、内容は幹事会で検討しています。

《事務局》

薬物乱用防止研修会は補導委員会主催で昨年は開催していただいて、今年は青少年の指導に関する内容でやっていただきました。

今年は、11月に少年センター主催で薬物に関する研修会をしますので、どしどし来ていただきたいと思っております。

《事務局》

先日の少年補導委員会の研修会には、湖南省にもご案内をして来ていただきました。11月のセンター主催の研修会は、済生会病院の先生で、既に中学校などへも指導に行っておられる先生をお呼びする予定をしています。薬物乱用防止教室をする指導員に対する指導をしてほしいということで、お願いをしています。

各関係団体さんには、今年は積極的に声かけをしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

《議長》

少年センターにこういうことをしてほしいとか、こういうふうになってほしいというようなご意見はないでしょうか。

《委員⑧》

私たちの組織では、組織内だけではなかなか解決できないような場合は、それぞれの市町の少年センター等と連携を取らせていただいていますし、これからも密にしていきたいと思っております。

確か湖南省の少年センターだと思っておりますが、かなり手広く活動されておられ、人員配置をどうしておられるのかなというようなことも思っております。他市町の少年センター同士の連携もしていただくとありがたいと思っております。

《議長》

湖南省は甲賀と少し状況が違いますので、事務局、その説明をお願いします。

《事務局》

湖南省は、「あすくる」という制度を活用されています。「あすくる」というのは、各警察署で一つしか設置することができません。甲賀警察署管内では湖南省にすでにありますので、甲賀市少年センターはその制度を活用することができません。

この制度は、学習支援と就労支援、心理的な支援など5つがあるのですが、それぞれの担当の職員を配置する場合に、国や県から半額の補助が出ます。しかし、半額はその市がもたないとできませんので、予算措置が難しい面があります。

甲賀市は「あすくる」の制度は導入できなくても、ゆくゆくは、色々な職員の配置も考えている。ただし、すぐにはできない。おいおい考えていきたいと思いますという事は聞かせてもらっています。

《議長》

よろしいですか。そういうことで湖南省は職員が多いということです。

それでは、今までいろんなお話を聞いた中で、センター協議会として「まとめ」というか、提言的なことを私なりに3つほど考えさせてもらいましたので、発表させていただいて、これでよいかのご意見をいただきたいと思います。

まず一つ目は、少年センターは困り感、困りごとを持った子どもの大きな受け皿として、総合センター的な役割を今後とも担っていただきたい。

二つ目は、年齢も相談内容も多岐にわたる中で、できるだけ早い時期に、心理相談ができる方などの職員を増やしていただきたい。その中でいろいろな関係団体につなげていくのですが、つなぎ先がどこかという専門的な知識を持った方の配置が重要ではないかと思っています。

三つ目は、関係機関との連携は大変重要になってくると思います。連携の強化を図るために、個々の事案についても情報交換ができるように、それぞれの団体で少年センターと定期的な会合や研修会などを開催していただくとありがたい。逆に少年センターの方も、研修会等があれば各団体に呼びかけるなど積極的にしていただければありがたいと思います。

以上3つが、私なりに考えた「まとめ」というか提言ということなのですが、何かご意見がございましたらお願いします。なければ今お話させていただきましたことを「まとめ」にしたいと思いますが、いかがですか。

《委員⑤》

結構です。

《議長》

ありがとうございます。よろしいですか(全員の委員の反応を見る問いかけ)。

《委員》

[異議なしの反応]

《議長》

ありがとうございました。

以上をもちまして、大変つたない議長でございましたけれども、これで少年センター協議会を終らせていただきます。

これで議長の席をしりぞかせていただきます。ありがとうございました。

事務局の方から連絡事項等ございましたらよろしくをお願いします。

《司会》

議長様、大変ありがとうございました。また、皆様方からは貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

いただいたご意見につきましては、今後のセンター運営に反映させていただき、これらを甲賀市民に還元する努力をおこなっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、レジメのその他ということで、社会教育課からの連絡事項がございます。

《社会教育課》

[甲賀市青少年活動セミナーへの参加要請]

《司会》

本日は、大変長時間にわたり、熱心にご協議いただき大変ありがとうございました。

少年センターでは、職員一同、青少年の健全育成のためにがんばっておりますので、今後とも引き続きご支援、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

(閉会 午後3時30分)